

# 「一般意思は常に正しい」とはどのような意味か

—二つの説の検討を通じて—

西 嶋 法 友

## 目次

はじめに

一 極口説の紹介と若干のコメント

二 ウイリアムズ説の紹介

三 両説の比較検討

おわりに

## はじめに

説 論

ルソーは『社会契約論』第二編第三章で「一般意思は常に正しく、常に公益をめざす」と述べている。ところが周知のごとく、ルソーの法・政治思想において極めて重要な、時として彼の学説の中心概念とさえ評されるこの一般意思という語およびそれについてのルソーの説明ほど難解なものはないであろう。そもそも一般意思とは何なのか、また常に正しい、とはいかなる意味なのか、について解釈の一致を見ないのである。

本稿はこうした状況を念頭に置きつつ、ルソーの一般意思説について最近現れた二つの対照的な主張を比較検討することを通じて、ルソーのいう「一般意思は常に正しい」という命題の意味するところを改めて考えてみようとするものである。

二つの対照的な主張とは、一つは一般意思の「正」を形式的ないし手続きの側面のみで捉えるそれであり、他方はその「正」を諸価値との結びつきにおいて実質的な要素から見ようとするとするそれである。

本稿では前者の主張を展開するものとして、我が国における憲法学・比較憲法学の分野において著名な樋口陽一教授（以下、敬称を省略）の以下の二つの文献を取り上げる。

(1) 「国法理論家としてのルソー、または『社会契約論』副題の意味すること」所収『ルソーと近代—ルソーの回帰・ルソーへの回帰（ジャン＝ジャック・ルソー生誕三〇〇周年記念国際シンポジウム）』（永見文雄・三浦信孝・川出良枝編、風行社、二〇一四年）及び、

(2) 『ルソーの立憲主義』をめぐって—『社会契約論』を副題『国法諸原理』に即して読む』所収『長谷川正安先生追悼論集 戦後法学と憲法—歴史・現状・展望』（杉原泰雄・樋口陽一・森英樹編、日本評論社、二〇一二年）。

なお上記二文献は内容の多くが重なっており同趣旨のものなので、特に明示しない限り、引証は適宜いずれかを特定することなく行う。

次に後者の主張を展開するものとしてウイリアムズの以下の文献を取り上げる。

David Lay Williams 'The Substantive Elements of Rousseau's General Will' in "The General Will - The Evolution of a Concept -" edited by J.Farr and D.L.Williams, Cambridge University Press, 2015. ｾ文献

の紹介に当たっては、詳細な見出しに従って行うので、該当ページの摘示は省略する。

## 一 樋口説の紹介と若干のコメント

右の二つの文献において樋口が意図するところは、『社会契約論』の思想的な読み込みとは異なる、国法理論上の見地からの読解を、その今日的な意味を含めて示そうとするところにある。その内容はおおむね三点から成っている。第一点は本稿での論点とは直接的な関わりはないが、氏の法理論的観点からのルソー理解の重要な部分をなすものであるので、まずこれを簡単に紹介すれば、その趣旨は『社会契約論』における権力分立主義的要素に注意を喚起しようとするものである。すなわち樋口はルソーの「統合型モデル」という見方を維持するという前提に立った上で、ルソーにあって主権者たる人民が行使しうる権力は立法権のみに限定されており、彼は法律を執行する権能を主権者人民に対して拒絶することで、主権者のみが持つ立法と主権者が関わってはならない執行とを峻別することにより、ロックやモンテスキュー以上に明快な論拠で権力分立を説いた、とするものである。樋口説の第二、第三点は本稿での主要な検討対象であるので、以下項目を立てて紹介する。

### (1) 一般意思は誤らないという命題について

樋口は次のように言う。『社会契約論』の叙述は副題の「国法諸原理」にふさわしく法論理的に一貫している。権力分立の論理的根拠づけなどはその一例に過ぎない。最も根本的な点に目を向けるならば、一般意思は誤らないという命題が好例である。この命題は、文学的表現としては聞き流され、哲学上の記述としてならその途方もない楽観性にはお手あげということになろうが、法的定式あるいは法論理上の命題として受けとるなら、明確な意味と具体的な

帰結を伴った命題をそこに見ることが出来る。樋口は、この命題の意味を考える上で「The King (Queen) can do no wrong」という原則が参考となる、として、ルソーの一般意思不過謬の意味に関する根本理解を次のように示している。

『国王は悪をなし得ず』とは、王様は善良で、いつも正しいという意味でもなければ、勝手仕放題という意味でもない。それは国王が作為・不作為ゆえの法的責任を問われぬということであり、近代議会制のもとの王権のあり方としては、大臣の対議会責任と表裏一体となった君主無答責という法原則を意味した。同様に、一般意思不可謬という定式は、一般意思の表明としての法律は、主権意思の現れとして扱われ、それゆえもはや何びとの審査にも服さない、という法制度の根拠を意味する。具体的には、より上位の規範（憲法）を基準として他者（典型的には裁判所）が適合性判断を行う可能性が否定される、ということにほかならない」（上記文献（2）、五一頁、傍点は西嶋による）。

樋口の右の説明の論理を、筆者は次のように理解する。すなわち国王は悪をなし得ずという命題が国王が善良で正しいという意味を含まず君主無答責という法原則のみを意味するのと同様に、一般意思は常に正しいというルソーの命題は、一般意思が善良で正しいという意味を含むものではなく、もっぱら主権意思の表明としての法律の適合性審査の排除という法原則のみを意味するものである、と。

またこのような意味で一般意思が不可謬として扱われる理由として、樋口は法律が二重の意味で一般的であるからであると言う。すなわち起源（主体）における一般性（これに普通選挙が対応する）と対象における一般性（法律は一般的規範に限定されるということ）がこれである、と。

これはまさしく、ルソーの一般意思説の法実証主義的な理解そのものである。自然法論が法律の拘束力の根拠をた

だ単に法制定手続きの正当性のみを求めるのではなく、法内容の妥当性にも求めるのに対し、法実証主義における法律の理解は、法律が正当な手続きを経て成立したからには、その法律は内容如何に関わらず常に法としての拘束力を有するというものである。樋口の一般意思説理解はまさに後者の法律観と同一の観点からのものである。「国王は惡をなし得ず」とは、君主無答責のみを意味し、国王が善・正であることを意味しない。同じく一般意思不可謬は一般意思の表明としての法律が違憲審査に服さないことを意味するのみであつて、一般意思の「正」もその表明としての法律的内容的「正」をも意味しない。法律が主権的意思の表明と見なされるためには二つの要件が満たされる必要がある。主体の一般性と対象の一般性である。この「二重の一般性」という要件を満たして成立した法律は主権的意思の正当な手続きを経た表明とみなされるから、法内容の妥当性とは無関係に常に法としての拘束力を有する。樋口によれば、ルソーの命題を文学的表現とか「哲学上の記述」としてではなく、「法的定式あるいは法論理上の命題」として受け取った場合に帰結する結論がこのようなものである。そして、このようにして拘束力の無制約性を獲得した法律が、ルソーにおいていかなる価値の実現を目指すものかについて、すなわち法の目的について、樋口が全く語っていないことは注目に値する。

しかし果たしてそうなのであろうか。樋口の右の所説に対する筆者の根本疑念は、第一には、一般意思は誤らないというルソーの命題の持つ哲学的な側面を捨象してしまつた場合、果たしてルソーの一般意思説の皮相なあるいはむしろ誤つた理解に終わらないのか、ということである。つまり樋口が、ルソーの命題を「法的定式あるいは法論理上の命題」として受け取つた場合、と言うとき、その意味が、一般意思と正義の不可分の関係を捨象してしまふ、ということであるならば、あるいは端的に表現すれば、共同体成員による共同善の直観的認識という哲学的認識論を基礎にルソーの一般意思説は成立しているという側面を捨象してしまふ、ということであるならば、このような解釈は、

ルソーの一般意思説の真義を捉えたことにはならないのではないか、また第二には、「二重の一般性」を法律の拘束力発生の手続き要件としてしか説明せず、この「二重の一般性」が共同善実現のための不可欠の制度として果たす積極的な機能を語らないのは、一般意思説に占めるこの制度の持つ重要な意義を減殺せしめることにならないか、という点にある。これらの点はウイリアムズの説を見た後で論ずるとして、次の論点の紹介に移ろう。

## (2) ルソーの思想とフランス実定法

樋口が両者の関連を論ずる項目には、それぞれ見出しが付されており、右の文献(1)では「ルソーの思想の『traduttore (翻訳者) かつ traître (裏切る者)』としてのフランス実定法、文献(2)では「フランス実定法制とルソー受容と拒絶」となっている。フランス実定法とルソーの思想との関連について、前者が後者を継承した側面を示す同義的な表現として「traduttore (翻訳者)」と「受容」が対応し、離反を示す側面を示す表現として「traditore (裏切る者)」と「拒絶」が対応していると解して差し支えないであろう。そこで以下、(2)での用語を用いつつ、受容と拒絶の両側面を特に一般意思説の受容と拒絶に焦点を当てて、それぞれ見てみることにしよう。

### ① フランス実定法によるルソーの受容

周知のように、一七八九年「人及び市民の諸権利の宣言」第六条は「法律は一般意思の表明である」と規定したが、樋口によれば、これは一般意思不可謬の原則の実定法化であり、ルソーの一般意思説とその法的帰結を受け入れたことを意味するものであった。これによって法律に対する違憲審査の否定はフランスの長い憲法伝統となった。また同条が「法律は保護を与える場合も処罰を加える場合もすべての者に同一でなければならぬ」と規定したことも、対象の一般性という点でルソーの一般意思説を受容した。なお樋口は、本稿の脈絡からはそれが、同宣言のタイトルは、ルソーにおける「人」と「市民」の密接な関連と緊張という基本モチーフを継承したものであるとの理解を、示

している。

## ②フランス実定法によるルソーの拒絶

しかし樋口によれば、法律の至高性はそれが一般意思の表明（二重の一般性要件の充足）であるが故のものであつたはずであるが、起源（主体）の一般性つまり普通選挙制に関しては、一七九一年憲法の極端な制限・間接選挙の採用によつて否定された。これは一般意思説の拒絶の側面を示している。また、一般意思説の継承関係とは直接の関係はないが、同憲法が国民主権を宣言しながら権力の行使を授権によつてしかできないと定めたこともルソーの拒絶であり、また授権の相手方たる「代表者」として立法府のみでなく国王をも定め、国王に立法の停止的拒否権を与えたことは、ルソーの民主主義論からの離反を意味するだけでなく、執行権の担い手に過ぎない国王を立法権の行使に参加させることによつて、立法Ⅱ一般意思の表明に執行権が関わってはならぬというルソーの徹底した権力分立論からも離反した。

以上が、ルソーの思想とフランス実定法の関係についての樋口の議論の概要である。そしてこれらの議論のうち、フランス実定法によるルソーの拒絶を指摘する②での樋口の主張については、筆者としても特に異論はない。問題なのはルソーの一般意思説の受容の側面に関する樋口の①での理解である。これについて筆者は、いくつかの大きな疑問を感じざるを得ない。すなわち第一には、人権宣言第六条の「法律は一般意思の表明である」という規定を、樋口は一般意思不可謬の原則の実定法化であると評価しているが、筆者の根本疑念は、逆にこの定式こそがルソーからの離反であり、《裏切り》ではなかったのかという点にある。すなわち「法律は一般意思の表明である」という文言は、「一般意思の表明は法律である」とか「法律は一般意思の表明であるべきである」という文言とは法論理上は明らかに違う。「法律は一般意思の表明である」という文言は、論理上は「法律は常に一般意思の表明である」と読みうる

のではない。そして一般意思は常に正しいのだから、それ故法律は常に正しい、ということになるのではないだろうか。ところが、この点はどれほど強調してもしすぎることはないが、また後でも見るように、ルソーにとって法律は必ずしも一般意思の表明とは限らない。法律の名の下に誤った決定が布告されるのである。『社会契約論』や『山からの手紙』におけるルソーの重大な関心は、人民の立法意思の可謬性と立法の過誤の矯正可能性の問題に注がれていたのではないかとすら言いうるであろう。すなわち人民の立法集会において、一般意思の表明ではない法律が誤って可決される可能性に常に考慮を払っていた人こそルソーその人ではなかったのか、具体的には《一般意思 *volonte generale*》ではなく《全員の意思 *volonte de tous*》の表明たる誤った法律の可決をいかに回避するか、また立法の過誤が避けられないとしても共同善の実現に向けてそれを不断に矯正するよう主権者に促しうるような制度の考察（後述のように「二重の一般性」がまさにそれであったであろう）にこそ、ルソーは腐心していたのではなかったのか。従って、ルソーの一般意思説に照らせば、人権宣言においては《一般意思の表明が法律である》あるいは《法律は一般意思の表明でなければならない》と規定されるべきではなかったのか、《一般意思の表明は法律である》は真ではあるが、「法律は一般意思の表明である」という命題はルソーの説とは真逆なのではないか、という疑問である。つまり「法律は一般意思の表明である」という人権宣言の規定をルソーの一般意思説の受容と捉えることは、ルソーの説を転倒させてしまわなければならないのか、ということである。第二の疑問は、一般意思説の人権宣言における継承如何の検討に際しては、ルソーが一般意思の維持のための必須の要件として掲げる諸方策（平等の重視や市民宗教の提案等）を見ると、所有権や信教の自由等に関する諸規定の検討も、法律の定義の問題に劣らぬほど重要なのではないかとということである。さらに述べれば、ルソーにおいては一般意思の担い手として前提されていた《有徳の市民》が、人権宣言では《フランス市民》に置き換えられているが、そもそもこうした置き換えが可能だっ



たのか、換言すればルソーは『有徳の市民』形成の諸方策を『社会契約論』その他の著作で提起しているが、これらの諸方策の実現可能性の問題を抜きにして一般意思説の歴史的継承を語りうるのか、という強い疑問を抱かざるを得ないのである。これらの点については後に改めて論ずることにして、樋口説とは対照的な一般意思の理解を示すウィリアムズの説の紹介に移ろう。

## 二 ウィリアムズ説の紹介

ウィリアムズの意図は、二〇、二一世紀における解釈者たちを二つの陣営すなわち(一)一般意思の実質的な内容を生成するための手続として一般意思を取り扱う人々と、(二)実質的な諸価値への優先的な関わりの表現として一般意思を取り扱う人々とに分類し、自らの立場を後者に位置づけて前者の主張を批判しようとするところにある。

彼によれば、諸手続は政治的実践において一般意思を生成する一部ではあるが、それらは一般意思の実際の実質的な内容を決定するものではない。むしろ、一般意思の実質的な内容は、形而上学的に優越する諸価値、特にプラトンのような早い世代の政治哲学者たちによって発見された諸観念である善や正義といった観念へのルソーの関わりから導き出されるのであり、これらの実質的な価値こそが、手続そのものを形作るのである。彼はこうした観点から、ルソーの一般意思のコアな要素を構成すると思われるものとしての意思そのもの、その形式的な諸要素と実質的な諸要素(すなわち正義と善)、それらを支える二次的な実質的な諸要素(平等、自由、同胞愛)を順を追って描写する。そしてルソーの一般意思のより完全な像が現れるのは、これらのすべての要素の考察を通じてのみであるという。

以下、論点も多岐にわたり、分量も膨らむが、ウィリアムズの一般意思説理解の全体像を把握するため、論点を省

略せずに、それぞれの描写について概要を見てみよう。

### (1) 一般意思の意思

ルソーは意思の重要性を諸著作を通じて繰り返し強調している。意思とは彼にとつては自由意思である。彼は『第二論文』でそれを人類を定義づける特徴の一つと見なしている。この自由は『社会契約論』でも中心的な場所を占める。しかし市民の間での自由意思の確立は、単にそれ自体が目的であるだけでなく、ルソーにとつてそれ自体が一般意思に合致しなければならぬ立法を維持し行使するために必要でもある。自由意思を欠く人民は市民としての中心的な仕事を成し遂げることが不可能である。市民の自由を守るためにルソーが常に努力する理由がここにある。

しかし自由意思は非常に壊れやすくもある。無数の障害があらゆる角度からそれを脅かすが、その多くは『利己愛 amour propre』に由来する。ルソーはその弊害を『第一論文』以来、多くの著作で描いている。これらの要素は『社会契約論』の中心をなす一般意思を害するおそれがある。それ故、ルソーは『社会契約論』で力への誘惑、金銭のもたらす害などについて警告している。市民による意思の自由な行使へのこれらの脅威は、ルソーの共和国と一般意思の支配への絶えざる脅威でもある。こうして一般意思は意思それ自体の存在と注意深い保持に支えられている。

### (2) 形式的諸要素——一般意思の一般性

ウィリアムズによれば、一方では一般意思は主として形式的あるいは手続的な概念なのか、他方では実質的な概念なのかについて、顕著な論争がある。ウィリアムズは前者の理解に立つ者としてマスターズ (Roger D. Masters) やスコット (John T. Scott)、スミス (Steven Smith) その他の主張を挙げるが、一般意思は四つの条件が討議されたかどうかから帰結すると説くステイニバサン (Gospal Steenivasan) が厳格な形式主義者としてのルソーの最も精巧な読み込みをしているとして、彼の議論を紹介し、検討している。四つの条件とは、

1. 討議の主題が完全に一般的である。
2. 討議の結論が共同体の全成員に平等に適用される。
3. 共同体の全成員が討議に参加し、そして
4. 討議の全当事者が彼ら自身のことを考える。

ウイリアムズによれば、これらの形式主義的な読み込みはすべて、一般意思における真理の一要素を捉えている。ルソーは一般意思の形成が形式的な基準を満たさねばならないとする点で明確だったからである。ウイリアムズによれば、これらのうち最も注目すべきは、二重の一般性——起源の一般性と適用の一般性である。起源の一般性はルソーの政治哲学における最も民主的な要素の一つであつて、この一般的な起源は二つの点で必要である。第一に、それは彼の共和主義——すべての市民は尊厳を持ち、自分自身の問題を整える政治に参加する一種の権利を持つているという——の基底的な原理である。第二に、一般意思をそれによつて影響されるすべての人々から派生させることは、その意思を実質的な諸価値——ルソーが一般意思に結びつけるところの——を反映するのにいっそう適したものである。

ウイリアムズは法適用の一般性を二つの側面から検討する。まずそれは《法の支配》の確立を意味する。一般意思は全員に適用されねばならない。住民の一部にしか適用されないような法律を制定することは、他の人々を法律の上に置くことである。ルソーは『社会契約論』でこうした人々を専制君主として描いている。ルソーにとつては、人の上に法を置くような統治の一形態を発見することが、政治的提案の中心目標の一つである。次に適用の一般性にはもう一つの形式的な局面がある。それはすべての法律は共通善に向けられねばならないということである。「善」それ自体は実質的な用語だが、「共通の」はこの脈絡では形式的な用語である。第一編冒頭で、ルソーは「このよう

にして確立された諸原理から生まれる第一の最も重要な結果は、一般意思のみが、国家を作った目的である共通善に従って、国家の力を指導できるということである」と主張している。この脈絡で彼は特殊意思と一般意思との本質的な区別を導入する。前者が住民の一部のみの善に仕えるのに対し、一般意思は共同体全体の善に仕える。『山からの手紙』で彼が明確に述べるように、法律は「共通利益の対象についての一般意思の公的で厳肅な宣言である。……」。だから個人的な利益を一般意思として通過させようとするいかなる試みも、ルソーの用語によれば、不法(illegitimate)である。

### (3) 一般意思の実質的な諸価値

ウイリアムズは、一般意思の形式的な基準が一般意思を生成させるための必要な条件であるのに対し、ルソーはまた一般意思に実質的な諸理念を結びつけるという見地から、ニューハウサー (Frederick Neuhouser) やコーエン (Joshua Cohen) といった同じ見地に立つ人々の議論を紹介するとともに、一般意思の形式的あるいは手続的な読み込みの最も明白な欠点は、ルソーがなぜ特殊な形式的な制約を選んでいるのか、つまり法律は各人から派生し各人に適用され共通の利益の対象に仕えねばならないと、なぜ彼は主張しているのか、と問うことを怠っていることにあり、という。そして前出のステイーニバサンについて、彼はルソーがなぜ他と対立する彼のひとまとまりの形式的な制約を選んでいるのかについて全く示唆しない、と批判しつつ、なぜ他のセットの手続を選ばないのか、例えばなぜ単純多数決主義を選ばないのか、あるいはなぜ上位一〇%の収入の人々の利益のみを考慮することを選ばないのか、あるいは逆になぜ下位一〇%の人々の利益のみを考慮することを選ばないのか、と問う。そしてワンセットの形式的なルールを実行することを誰もが選ぶ最も論理的な理由は、これらのルールが一定の実質的な諸価値を促進することに向かうからではないのかと問いかけ、陪審員の全員一致という手続規範を例示して、このルールは、基礎にある実

質的な価値——間違つた判決を避けることを促進することを意味する——のために選ばれるのであると主張する。そしてルソーも同様に、立法の討議のための形式的な制約を選ぶとき、実質的な価値を念頭に置いているという。これらの実質的な価値に関し、ウイリアムズは、ルソーは三つの緊密に結ばれた価値——正義、善、平等を同一視しているとして、以下それらを順次検討する。

### (3) 1 正義

ウイリアムズはまず、ルソーの正義愛を示す文を、「正義と公共善」が統治の第一の掟であると宣言する『山からの手紙』その他の著作から引用する。次いで、問題は「この正義愛が一般意思といかなる関係に立つかである、としてこの関係を否定する学説を引用してこれを批判する。ルソーの正義愛は彼の政治理論から分離していることを示唆する者として前出のマスターズを、もっと直接的に一般意思は正義の実践的な代替物であると言うメルツァー (Arthur M. Meizer) を、さらに最も近時においてルソーの一般意思は「正義に合致する必要」がないとするイスラエル (Jonathan Israel) を挙げる。そしてこれらの一般意思は正義から独立していると主張する人々の多くが、「ジュネーブ草稿」に含まれる「法が正義に先行するのであって正義が法に先行するのではない」という一節を根拠に、一般意思 (ルソーにおける法律の源) は完全に正義から分離されると主張していることについて、これは二つの点でルソーの右の一節を誤解していると言う。第一に、ルソーはここでは、形而上学的な原理についてではなく、心理学について語っている。社会契約への同意に先立って、正義の理念は存在するが、それはピティエによって導かれる代わりには自己愛と自己愛によって導かれている諸個人を動かさない。彼らは正義を合理的に理解するのに必要な理性の能力を発達させる程に十分な社会化をされていない。彼らはこの能力を法律の導入の後でしか発達させない (『社会契約論』第一編第八章)。第二に、正義の理念はそれ自体「永遠」ではあるが、その適用は条件的である。それは各人

がそれによって統治されることに同意するときのみ適用される。かくして、正義が実現されるためには法律がまず制定されなければならない。ウイリアムズはこう述べて、同旨の主張を展開するヌーン (John B. Noone) を引用している。

ウイリアムズは上の学説とは反対に、実在的あるいは超越的ですらある正義の概念が一般意思の中核的な意味の一部である、ということ信じうる堅固なテキスト上の根拠があるとして、ルソーの諸著作から次のように引用する。『政治経済論』でルソーは「最も一般的な意思がまた最も正しい」と述べ、「一般意思に確実に従うためには人は正しくありさえすればよい」と付け加えている。『社会契約論』によれば、「正義をその対象に連れ戻す」(第二編第六章)のは、まさに約束と法律の仕事である。他の箇所でもルソーは、正義と一般意思は互いに依存している、あるいは他方の説明となるということを示唆するような方法で、両者を結びつけている。例えば彼は『社会契約論』や『政治経済論』、『山からの手紙』で一般意思を法律を導く力として頻繁に引用している。そして同時に彼は、国家の法律はまた正しくなければならないと主張している。『山からの手紙』で彼は明確に宣言している、「第一のそして最大の公共の利益(そしてそれ故法律と一般意思の対象)は常に正義である」(第九の手紙)と。

一般意思と結合するこの「正義」について、ウイリアムズは、これが形而上学的、認識論的、実質的な属性の中で理解されうるとして、それぞれを順次検討する。まず形而上学的には、ルソーは正義を「普遍的」(『社会契約論』第二編第六章)そして「永遠」であると描いている。正義が普遍的であるとは、それはどこでも同一であるということである。ウイリアムズは『エミール』の中の「サボワの助任司祭」でルソーが世界のあらゆる国民の中に正義と礼儀正しさ、あるいは善と悪についての同じ観念が見いだされることを指摘する一節を引用している。

正義が普遍的であるのはそれが永遠だからである。永遠の価値とはそれが決して変わらないという意味である。そ

それは常に同一であつたし常に同一であろう。それは創られも破壊されもしない。『社会契約論』で彼が断定するように、「秩序に合致する善なるものは、事物の本性によって、また人間の約束から独立してそうなのである」（第二編第六章）。しかしながら、それが人間の状況に適用されるか否かは、それをその法的基礎として採用しそれを強制する共同体の意思に依存する。正義の理念は永遠ではあるが、その侵害に付随する制裁がないときに、それに従うことを各人に期待するのは不合理である。だから彼が主張するように「それ故、権利を義務に結びつけ、正義をその対象に連れ戻すには、約束と法律が必要である」（『社会契約論』第二編第六章）。

次にウイリアムズは正義の認識論的な検討を行うが、この箇所は筆者にとつてはウイリアムズのこの論文全体の中でも特に刮目させられる部分である。その意義については後述することとし、彼の議論をまず見てみよう。ウイリアムズは、正義のこの理念は「サボワの助任司祭」で「正義の生得的な原理」と定義されている良心によって、人類に一般的に接近可能である、という重要な指摘をする。そしてルソーの良心論の分析を行う。彼は良心はルソーの政治的諸著作を通じて潜在しているとして、『第一論文』その他からこれを引証するとともに、特に『エミール』で良心について最も広い思想が展開されているとして、この展開を追うので、以下これを見てみよう。

『エミール』での教育の中心的目标の一つは、良心を育成し保護することである。良心の諸基礎 (foundations) は「生来的」であり、「一切の正義の創り主によって我々の心に刻まれて」いる。『第四編』で彼が書いているように、「正の眞の原理は……彼「エミール」の悟性に印されている」。しかし子供たちにとつてこの感知 (sentiment) は漠然としており未発達である。理性の注意深いそして漸増的な導入を通じて、子供はこの生来的の感覚 (sense) —— 盗みの被害の経験から来る不正の感覚のような——を、やがて「人間を神に似たところまでにする善悪の誤らざる審判者」とするところまで、結局は発達させることが出来る。究極的には、ルソーにとつては、「この関心 (interest) を

一般化すればする程、一層それは公平なものとなる。そして人類愛とは正義への愛以外の何物でもない。エミールが、まあまああ（modest）あるいは「普通の（ordinary）」知性しか持っていないという事実にも拘わらず、こうしたことはすべて可能だとルソーは強調する。『国家』におけるプラトンの哲人王論から自らを区別しながら、良心にアクセスし正義を理解するには特別な知的な道具は必要ないことを彼は強調する。人に必要なのは、人間的であることと、我々の生来の悟性への種々の攻撃から一般的に保護されていることだけである。この広く接近しうる正義の理解は、ルソーの民主主義的な共感に重要な結びつきをもっている。

以上がウイリアムズの解釈である。このようなウイリアムズによる正義の直観的認識という視点からのルソーとプラトンの区別、正義の直観的認識とルソーの民主主義論の緊密な結びつきについての指摘、といった点の意義については、後で再論することにする。

次にウイリアムズは『社会契約論』の分析を通じて一般意思と良心の緊密な関係を強調する。ルソーは『社会契約論』ではあまり良心への明確な言及をしないが、第一編で彼が良心は力が権利を作り出すという学説を拒絶すると指摘しているのは、ウイリアムズによれば、『エミール』や初期の政治学的著作の良心が、『社会契約論』における不正の尺度として十分機能していることを示唆している。しかしウイリアムズは特に第四編でのルソーの記述に注目する。ルソーはそこで、市民たちが「正直で単純」（第一章）であるべきことを主張する行文において、ローマ共和国の成功が部分的には市民たちの「単純な道徳」によるものであることを示している（第四章）が、ウイリアムズによれば、これらの言葉はまた、政治世界（そこでは「正義へのまじめな愛ほどには大きな（知的な）才能は必要ではない」）におけるエミールの役割をよく描いている。ウイリアムズは素朴さこそ「共同の保存と全員の幸福に関わる単一の意思」（第一章）の育成を最も容易にする心性であると指摘する。そして良心に根ざす正義の原理からの一般



意思の派出は、同じ章の後のほうで明らかであるとして、「彼の投票を金のために売るときでさえ、彼は彼自身の中で一般意思を消滅させているのではなく、それを避けているのである」という一文を引用し、墮落した市民は生得的な良心を消し去ることは出来ず、むしろそれを無視しようと努めているのである、と言う。ウイリアムズは結論として言う、良心は繁栄する共和国における一般意思の生き血 (lifeblood) である、そしてそれを無視する時でさえ良心は国家の過ちに対する心中の消せない警告者として働くのである、と。

### (3) 1 2 善

ウイリアムズは、ルソーの一般意思を形作る正義の觀念が実質的であることを主張することは、単に形而上学的あるいは認識論的な正しさの問題にはとどまらないとして、正義と善との緊密な関係に注目し、「正義は善と不可分である」という『エミール』の文およびルソーが両者の関係を明確化する次の一節を引用する。「秩序を生み出す秩序への愛は善と呼ばれる。そして秩序を保存する秩序への愛は正義と呼ばれる」。そしてこれらの文への若干の言及の後、ルソーが「同胞への愛」と呼ぶ人間の善性が善なる秩序の回復を可能ならしめるという。そして善としての秩序の確立は立法者の仕事に体现されるとして、ルソーに倣ってモーゼやリユクルゴス、ヌマといった歴史上の立法者を挙げ、それぞれの果たした役割を列挙した後、三つのケースのいずれの効果もルソーにとっては次の点で同じだったとして、「市民たちを母国にそして市民たちを相互に結びつける絆を探した」というルソーの指摘を引用している。ウイリアムズは最後に、この秩序の回復に成功する限り市民たちがこの愛を保持すること、そしてこの保持は正義の徳目だから、正義は明確に同胞市民への愛を含むという。

### (3) 1 3 平等

ウイリアムズはルソーの正義と一般意思の理解の中心的なものは平等であると、これは正義と、従って一般意思

と、最も容易に同一視しうる要素の一つであると言う。そして『第二論文』第二部での社会的経済的不平等がもたらす帰結についての描写、『エミール』での一般意思が「常に平等に向かう」とのルソーの指摘、『ポーランド統治論』での平等を「憲法の原理」とする叙述、『社会契約論』での「その本性によつて不公正に向かう」特殊意思と「平等に」向かう一般意思との対比を紹介したあと、『山からの手紙』で最も明確に平等と正義の関係を語っているとして、次の一節を引用する。「第一のそして最大の公共の利益は常に正義である。全員が諸条件が全員にとつて等しいことを望む。そして正義とはこの平等に他ならない」。

ウイリアムズは市民の法の下での平等と経済的平等との関わりについて、ルソーが繰り返して語っているとして、『政治経済論』でのルソーの議論を検討するとともに、特に『社会契約論』の各編での議論を摘示している。

ウイリアムズは、「秩序を維持する秩序への愛」として正義の定義が与えられるとき、ルソーにとつてなぜ財産の平等が正義の問題となるのか容易に把握できるとして、この平等は国家秩序あるいは「堅固さ」を維持することを助けるのにたいし、不平等は反対の結果をもたらすからだと言う。

ウイリアムズはまた、富の不平等は富者も貧者も堕落させることに傾くとして、ニューヨークでの最近の大学クラス分け試験スキヤンダルをその例として取り上げ、興味ある議論を展開している。

以上からウイリアムズは、ルソーがその最も実践的な政治学の諸著作で、平等を促進するよう働く課税の諸モデルを精力的に採用しているのは、何ら驚くに値しないとして、『ポーランド統治論』での財産税や『政治経済論』での贅沢物品への重課税等の提案を摘示するとともに、特に『コルシカ憲法草案』でのルソーの議論を詳細に紹介している。

結論としてウイリアムズは、財産の平等がなければ法の支配と「正義」自体が疑わしいと述べ、大きな富それ自体

が、これらの核心的なルソー的な諸価値の本質的な意味をいかに損なうことになるかについて、『第二論文』の描写を紹介している。

#### (4) 主権、正義、一般意思

次いでウイリアムズはこれら三つの概念の關係について検討する。まず正義が一般意思の実質的な核心ではあるが両者は同義語ではないこと、また主権とは一般意思の行使に他ならないとか、主権の本質は一般意思のうちにある、といったルソーの文言を引用して、ウイリアムズはルソーが一般意思を主権と結びつけていることを指摘しながらも、主権は一般意思と同一ではないことを指摘し、一般意思が正義及び主権とどのように関わりかつ異なっているかを理解することは、三つの用語すべてを明確なものとする、としてそれらの用語の關係について検討を進める。

ウイリアムズはまず、一般意思は、正確に言えば、永遠の準数学的な真理あるいはプラトンのイデアではない、として、そう主張するタルモン (Jacob Talmon) を批判する。まず一般意思は意思された存在に依存するという意味で永遠ではないと指摘するとともに、一般意思は正、当、性、と義務、づけのために必要とされるから、単なるイデアではなく断固として一つの意思であつて、それはプラトンなどルソーにとっての古代の英雄たちにはなかつたもつぱら近代的な觀念であるとする。ウイリアムズはライリー (Patrick Riley) に依拠しつつ、一般意思は究極的には、古代の一般性 (統一性、共通性) と近代の意思 (同意、契約) との融合物であるといい、それは単に一般性、正義あるいは共同善の理念としてのみ立つのではなく、これらの諸觀念への市民の同意を表現しているから、タルモンによつて示唆されるような意味でのプラトンのなイデアではない、と結論づける。

次いで、ウイリアムズは一般意思と正義との緊密な結びつきに着目しつつ、ルソーにおける一般意思と全員の意思の區別、そして人民意思の可謬性を検討し、ルソーの一般意思説は法実証主義の拒絶であるという、筆者にとつても

ウイリアムズの論說の中で最も注目すべき主張の一つを展開する。

まず一般意思は正義の永遠の理念に合致せねばならないから、その内容は恣意的ではあり得ないが、これは『第二論文』において打ち立てられた搾取的な法律への彼の拒絶で明らかであるとともに、それはまた『社会契約論』における一般意思 *general will* と全員の意思 *will of all* との区別においても明らかである。不公正な原理への人民の同意は一般意思を帰結し得ない。それはたぶん勝利を占めた特殊意思と全員の意思を帰結するだろうが、しかしそれは一般意思ではあり得ない。ウイリアムズは、これはライリーによって示された古代と現代の政治理論のユニークな結合である、として以下のように述べる。正義と共同善への献身 (*commitment*) としての一般意思の実質的な内容は、古代の政治理論から派生する。すなわち正義と共同善に合致する市民の義務は、それらの原理そのものへの同意によって生成されるのである。この同意は、社会契約の伝統の中で確立されたように、義務の近代的な装置である。こうして一般意思は永遠的あるいはプラトンのアイデアそのものではないが、それらの観念から必然的に派出するのである。

次にウイリアムズはルソーにおける人民意思の可謬性の問題を以下のように論ずる。一般意思は正義の理念に合致せねばならないという事実は、一般意思について最も困惑させる節のいくつかのものの意味を明確化する。たとえばルソーが「一般意思は常に正しい」と断定するとき、その意味は、人民は常に正しいという学説を肯定することでも、また政府は常に正しい——時々示唆されるように——ということでもない。一般意思は「常に正しい」が、ルソーが続けるように、「……だからといって人民の討議が常に同一の正しさをもつということにはならない」(『社会契約論』第二編第三章)。その原因は、人民が討議に際して正義の理念から逸脱しうるからであって、もし人民の意思がそのように逸脱するならば、そのときそれは単に「全員の意思」でしかなく、一般意思ではない。

最後にウイリアムズは、一般意思と主権との関係について論じ、両者は緊密に結びつくが同一ではないという。彼によれば、一般意思は正義と共同善への市民の希求 (willing) である。主権は立法者としての資格での人民によるその意思の行使である。ルソーによれば主権は一般意思の行使に他ならない『社会契約論』第二編第一章)。一般意思から派生する立法の行為は、このように主権の行為である。第三編で両者の繋がりが明確化される。主権は立法権以外の力を持たないのだが、法律という手段によつてしか行動しないし、法律は一般意思の真の行為以外の何物でもない(第三編第二二章)。ウイリアムズは「ここから次の結論を導く。「一般意思から逸れるいかなる立法行為も、だから無効な法となるだろう。これは法は道徳原理から完全に切り離されうると主張する法実証主義の学説の拒絶である。」(傍点は西嶋による)。ルソーの一般意思説が法実証主義の拒絶であるとするウイリアムズの主張には大いに賛同させられる。但し一般意思の表明でない立法が、ルソーの法制度論において直ちに無効として取り扱われることになるかどうかについては、ルソーの議論を参照しつつ、慎重な検討を行う必要があるだろう。この点は後で立ち戻って議論することとして、ウイリアムズの議論を追うことにしよう。

ウイリアムズは一般意思は主権より広い概念であるとして、特に立法が沈黙する『独裁者』の制度(第四編)を対象として検討し、正義と一般意思は主権が存在しないところでも存在する、このことは主権の一般意思に対する、また一般意思の正義に対する緊密で必然的な関係性を明瞭にすると結論づける。

(5) 一般意思を実行することと維持すること

ウイリアムズは、正義の永遠の理念から流れ出る一般意思に法律が合致せねばならないということと、このことを現実の世界で生じさせることは全く別の事柄である、と指摘し、後者について、一般意思の実定法化と一般意思の維持の二つの面から検討を進める。

(5) 1 一般意思を実定法化すること

ウイリアムズは、一般意思を実行に移すことは、最も簡単に言えば、立法することであり、ルソーは「第四編」でこの過程の重要な本質を描写しているとして、当該部分を引用している。重要な箇所であるので以下に再現する。

「国家の全成員の変わらぬ意思が一般意思である。……法律が人民集会に提案されるとき、彼らが問われているのは、正確に言えば、提案を承認するか拒否するかではなく、彼らのものである一般意思にそれが合致するかどうかである。各人は投票によって自分の意見を述べる。そして投票を計算すれば一般意思の表明がもたらされる」（第四編第二章）。

ウイリアムズは、一般意思を実行することは、市民が私的利益よりも公共善のために投票することを要求するが、そのための制度的、超制度的方策をルソーは導入しているとして、制度的には厳格な多数決主義を、超制度的方策としては市民が十分に情報を与えられることと彼らの間でコミュニケーションを持たないことを挙げる。

しかしウイリアムズがより重視するのは、市民が「素直で単純であること」（『社会契約論』第四編第一章）つまり有徳でなければならぬという点であって、ルソーにとつての最優先事項は、一般意思を実定法化しうるほどに十分に有徳な市民を育てることにあつたと言う。そしてルソーにとつて徳と一般意思は緊密に結びついているとして、ルソーが『政治経済論』で「有徳の」人間を、彼の個別意思を「あらゆる事柄において一般意思に」「合致させる」人間として定義していることを指摘する。

またウイリアムズは、『エミール』がルソーの政治哲学において重要な役割を演ずる一つの理由が有徳の人間の育成にあるという観点から、第一編の初めの「人間を創るか市民を創るか選ぶ必要がある。同時に二つを創ることは出来ないから」という文言について、近代特有の問題についての二つの非常に異なる解決策に関して、ルソーは『エミール』

ル』を『社会契約論』から根本的に分離させている、と解する研究者たちを批判する。そして前出のニューハウサーの主張を紹介しつつ、ルソーは『エミール』の第一編―第四編ではエミールを有徳の「人間」にすることに非常に關心を持っているけれども、小説自体はエミールを一般意思によつて治められる政治社会に導くに至る、つまり彼を市民にするのだと言ふ。そして『社会契約論』自体の中で明らかのように、一般意思によつて治められる政治社会は有徳の市民を必要とするから、ルソーの政治学はエミールのような諸個人に例示される屬性を特に描いているのだと主張する。

さらに、ルソーの徳の概念は意思の自由に特に依拠しているとして、徳の条件としての情念と傾向を克服するに十分な意志の強さは自由意思の中でのみ生じるから、自由が最優先で守られるべきことを『社会契約論』が求める理由が、ここにあると指摘する。

最後にウイリアムズは、『社会契約論』第二編第一章の、あらゆる立法制度の目的であるべき全員の最大の善が正確には何からなるかを尋ねるならば、それは二つの主要な対象、自由と平等に帰することがわかるだろう、という有名な一節を引用して、「国家の生き血」たる自由と、その基礎としての平等の不可欠な関係を確認しながら、経済的平等は法の支配を保持するだけでなく、一般意思を立法化するために必要な自由意思をも保持するものであることを指摘している。

#### (5) 2 一般意思を維持すること―同胞愛の強調

一般意思を維持するための以上のような方策のうち、中心をなすものは徳である、とウイリアムズは言う。そして徳を維持するためにルソーが勧める方策の一つは国家を可能な限り小さいものとしておくことであると、その理由を『社会契約論』第三編第三章から引用しながら、「各市民が他のすべての市民を容易に知りうる」からである、

と指摘する。ウイリアムズはまた、小規模であることは民主主義にとって良いだけでなく、徳を求める共和制のためにも有用である、として、『ダランベールへの手紙』や『第一論文』の議論を紹介している。

ウイリアムズは、一般意思を維持することを助ける制度的な方策の例として、『社会契約論』第四編の第七章で「意見が墮落することを防ぐこと」によって道徳を維持する（こと）が監察官の仕事とされていることを挙げるとともに、第八章で市民宗教が、市民を「その隣人への愛に、正義、平和、人々の幸福、社会の法、一切の徳、への愛に」傾かせる道具として意図されていることを示し、市民宗教が一般意思の相対的な純粋性を維持するためのもう一つの支柱であることを指摘する。

しかし一般意思を維持するためのルソーの政治学的諸著作を貫く最大の支柱は同胞愛であるとして、ウイリアムズはこの点に立ち入った検討を加える。そしてルソーにとって同胞愛の感情を高める装置は祖国愛であるとして、それが「利己愛を美德に結びつける優しい生き生きとした感情」として『政治経済論』で称揚されていること、また『ポランド統治論』で公教育の原理として祖国愛が展開されていることを挙げる。そして市民が同胞市民の利害を自らのそれと同じ重さを持つて受け止めれば受け止めるほど、一般意思はいっそうその力強さを獲得する、とウイリアムズは指摘する。彼は社会的な絆の確立に失敗した場合の結果についての『社会契約論』第四編第一章の描写を長く引用しながら、ここに言う「社会的な絆」が市民間の同胞愛であり、この同胞愛が一般意思を維持するために肝要であることは明らかだという。こうして同胞愛の精神は、一般意思を維持するための強力な道具——そしておそらく必須の道具——である、と結論づけるのである。

## (6) 結論

結論部は簡略なので、ウイリアムズ説の核心を示す最後の一文に注目しながら、全文をそのまま以下に訳出してお



こう。

本論文の冒頭で、私はシュクラ（Judith Shklar）を引用した。これは再度繰り返すに値する。「一般意思はルソンの最も成功した隠喩である。それは彼が最も言いたかったことをすべて伝えてくれる」。一般意思の理解にはルソンの建設的な政治思想のより広い徹底的な巡回が求められる。この点に関し、読者たちはなぜ彼が『社会契約論』で一般意思を平易に定義していないか——定義していれば彼の読者たちに対する大きな貢献だったように思われるが——を正確に理解することができる。一般意思を理解するには、人民主権、適法性、民主主義、正義、善、自由、平等そして同胞愛へのルソンの多様な言及を——彼の著作のなかで機能するこれらの概念のそれぞれのニュアンスに沿って——理解することが求められるのは、この理由による。一般意思のいかなる平易な定義もあり得ない。発掘があり得るのみである。そしてこの発掘は究極的には、『社会契約論』全体の読解、さらにはルソンの教育、文化、芸術、経済、政治についての他の補足的な著作の読解からもたらされるのである。しかしこのような発掘から現れるのは、実質的な価値の関わり合いの明確なパターン——彼の建設的な政治哲学とりわけ彼の一般意思を特徴づけるところの——である。一般意思は単に規範を生成するためのルソンの手続ではない。それが手続であるとしても、それは一切の手続に先行する、実質的な規範に到達する蓋然性を最大化するために設計された手続なのである（傍点は西嶋による）。

### 三 両説の比較検討

#### (1) 一般意思の「正」とは何か

以上から、「一般意思は常に正しい」という命題についての両説の対照性は明白である。

樋口は一般意思とその表明である法律とから内容的「正」を切り離し、一般意思の正を二重の一般性という手続要件を満たすことで成立する法律の拘束力の無制約性（適法性審査排除原則）として捉えた。

ウイリアムズは一般意思のこのような手続概念としての理解を批判しつつ、一般意思と正義の不可分な関係を指摘する。以下この点を見てみよう。ウイリアムズは一般意思の解釈についての諸説を、手続概念として解する説と実質的概念と解する説とに二分し、後者の立場から前者を批判する。まず、前者も一般意思の真理の一要素を捉えているとして、一般意思の表明がとりわけ二重の一般性要件を満たさねばならないことを指摘するが、しかしウイリアムズは一般意思の手続論的な読み込みの欠点として、ルソーがなぜこのような特殊な形式的な制約を選んでいるのか、と問うことを怠っていることにあると批判する。言うまでもないが、この批判は樋口説に正確に当てはまる。なぜなら樋口はすでに見たように、二重の一般性要件を法律の拘束力の無制約性を帰結する手続として説明するのみで、それがいかなる価値の実現に向けられたものであるかを語らないからである。ウイリアムズは一定のルールの実施は一定の諸価値の促進を目的としていると指摘しながら、ルソーが立法の討議のための形式的な制約を選ぶとき、実質的な諸価値の実現を目指しているとして、これらの諸価値として正義、善、平等を挙げる。次いでウイリアムズは一般意思を実質的な概念として捉える立場から、正義の概念が一般意思の中核的な意味の一部であるとして、『社会契約論』その他の政治学的著述からテキストを引用するが、このような正義と一般意思の不可分な関係を主張するウイリアムズの立場を筆者も共有する。

ところでこのような両者の不可分な関係を論ずるウイリアムズの議論のうち、筆者が最も注目させられるのは、正義の認識論とそれによる一般意思の認識論的基礎づけに関するものである。以下、この点を詳述しよう。

まず前にも引用した樋口の一文を再度見てみよう。彼はその判断の根拠を示さなのまま断定する。すなわち「一般

意思は誤ることがない、という命題」は、「文学的表現としてならば聞き流され、哲学上の記述としてならばその途方もない樂觀性にはお手あげ、ということになるう」と。ルソーの命題を文学的表現として受け取るとはどのような意味なのか、またそれは可能なかどうか、仮に可能だったとしてそれは「聞き流される」性質のものなのかどうか、こうした点については文学の門外漢である筆者には全くわからない。しかし、この命題を「哲学上の記述」として受け取った場合、果たして「その途方もない樂觀性にはお手あげ」ということになるのかどうか、これについては慎重な考慮が必要である。なぜならこの命題にはルソーが示していた深い認識論的根拠が底在していることがわかるからである。あるいは端的に述べるならば、この命題は「哲学上の記述」そのものだと言いうるのではなからうか。

ウイリアムズの主張に沿って検討しよう。ウイリアムズが、正義の理念は一般意思発見手続きに先行して存在すると指摘するのみならず、それが「正義の生得的な原理」と定義されている良心によって人類に一般的に接近可能であると指摘して、正義の存在論のみならずその認識論を展開していることは重要である。ルソーにとつて、良心による正義の認識は悟性による推論的認識とは異なる直観的なレベルでの認識である。こうした認識の二態様論がルソーのもとにあることについての指摘は、実はウイリアムズ以前にも例がないわけではない。例えばドラテは次のように指摘している。「ひととは、ルソーにおける良心が、反省に先立って存在し、一種の直観を通じて、理性が反省の途を通じて我々を導く結果に到達せしめるものであることをみとめるであろう。……何が正しいかを知るために、規則から演繹する必要はない。我々はそれを直接無媒介に認識しているのである」<sup>1)</sup>。ウイリアムズの貢献は、こうした断片的な指摘を超えて、プラトンの哲人王論からルソーを区別する指標としてルソーが万人通用の良心による正義の認識可能性を肯定したことを挙げるとともに、万人に可能な正義の理解がルソーの民主主義への共感に重要な結びつきを持つてると指摘していることである。これはまさしく哲人王制から民主主義への統治体制の論理的な転回を可能な

らしめた基礎に、長い学問的営為の道程の末に最大の学業として達成されるものとされたプラトンにおける善のアイデアの直観的認識から、万人通有の良心による共同善の直観的認識へとこの認識論上の転回があることを示唆するものであるといえる。<sup>2</sup>そして実際にも、(ウィリアムズは残念ながらルソーにおける直観的認識論の展開という観点から『社会契約論』の立ち入った説明に踏み込んではいないが) 実は社会契約条項の確定や立法といった『社会契約論』の要諦となる箇所、つまり民主主義体制の確立やその維持といった『社会契約論』の中でも極めて重要な論述部分においてルソーの立論を支えている論理が、万人による共同善の直観的認識の是認という点にあることは明らかである。すなわちルソーは第一編で、社会契約条項の内容が身体、財産、自由の保護にあることを示した後、直ちに「この条項は、おそらく正式に公布されたことは一度もなかったであろうが、いたるところにおいて同一であり、いたるところにおいて暗黙のうちに受け入れられ是認されていた」(第六章)と書いている。かつてレオンも指摘したように、人間の国家的結合の基底には、「共同体の目標」について「その全構成員が平等に参加する直観」があるのである。<sup>3</sup>それ故ルソー自身が明確に述べるように、「共同善はいたるところに明瞭に現われており、良識さえあればそれを見分けることができる」(第四編第一章)。

ルソーはまた右の一文に続けて、立法の基準が人民によって共通に感知されている共同善に他ならないことを次のように語っている。「新しい法律を最初に提案する人は、すべての人がすでに感じていることを、語っているに過ぎない」(第四編第一章)。このことはまた、ルソーにおける立法の本質が、人民によって直観されている共同善の具体化と実現の術に他ならないことを示すものであって、ルソーにおける法律と共同善との不可分な関係を否定することはできないであろう。このように見ると、良心という語は『社会契約論』にはウィリアムズが指摘した箇所以外に見いだすことは困難であるが、実際には良心による共同善の直観的認識が『社会契約論』の論理の重要な結び目を支えて

いることがわかる。ウイリアムズには先に指摘したように、ルソーにおける直観的認識論の展開という見地からの『社会契約論』の立ち入った分析は見られないが、それでも以上からすれば、ウイリアムズがルソーの良心論を一般意思説と結びつけ、良心を一般意思の「生き血」と呼んだことは妥当であると思われる。

## (2) 立法意思の可謬性と「二重の一般性」

次にルソーにとって「二重の一般性」要件は、樋口説で法実証主義的に理解されたような法律の拘束力発生の手続要件といったものにとどまるものでは断じてなく、人民の立法意思の過誤に対する「予防策」として機能するものであって、ルソーはこの要件をこそ、主権者人民に共同善実現に向けて法律を漸進的に改善してゆくことを促し、また可能ならしめる最も確実な制度として考えていた、という事実を指摘せねばならない。ウイリアムズの表現を借りれば、それは一切の手続に先行する実質的な規範に到達する蓋然性を最大化するために設計された手続に他ならない。「二重の一般性」要件は『山からの手紙』でのルソーの議論によれば、誤った法律を絶えず矯正しつつ、人民にたいし共同善実現に向けて不断に努力を促す制度なのである。実際、これまで見たように一般意思は不可謬だが、ウイリアムズも指摘するように人民の立法意思は誤りうる。一般意思とは異なる全員の意思の表明に過ぎない誤った法律が成立する可能性があるのである。立法の過誤がなぜ生じるかの問題は重大だが、諸原因についてウイリアムズは検討を加えていない。本稿で子細に検討する余裕はないが、究極の原因は、人間の認識能力の有限性 $\parallel$ 悟性認識の可謬性——ルソーは常に良心による直観的認識の不過謬性と対照的に悟性による推論的認識の誤謬不可避性を強調している——に求めざるを得ないであろう。

「二重の一般性」要件とは、法律制定主体の一般性すなわち人民主権原理と法律の対象の一般性すなわち法規範の一般性を意味する。では、このような意味での「二重の一般性」要件が立法の過誤の矯正のための制度としてどう働

くのか、『山からの手紙』でのルソーの議論を通じて見てみよう。

「第九の手紙」でルソーは、ジュネーブ共和国の改革を有徳な市民階級に呼びかける中で、富者とそれに買収されやすい赤貧層とからなる階級と有徳な市民階級とを比較しつつ、後者の市民階級といえども過誤を避けられないことと、それにもかかわらず「二重の一般性」のもとで過誤への解決策を探すことへと市民階級が強いられるということ、次のように示している。

「すべての過誤は自分が攻撃する党派の側にだけあり、自分のほうにはなに一つないと仮定することは、あまりに粗雑な、あまりに常套的な詭弁であり、良識ある人間ならそんなことをしてはなりません。過誤は双方にあると見るべきです。なぜなら誤りはどこにでも滑りこむからです。しかし、それだからといって、過誤がもたらす結果が同じだということにはなりません。……一方は、害悪を及ぼすことが確実で、その恐るべき害悪は無限で果てしがないのに、もう一方は、間違いを犯すこと自体が困難で、たとえ誤りが大きくてもそれは一時的であり、弊害が生じてもつねにその予防策をみずからたずさえているということが、あなたにはおわかりになるでしょう。というのは、繰り返しになりますが、自由は、法または一般意思の遵守にのみ存するのであり、個別意思が自分自身に害を加えることがありえないように、一般意思が全体に危害を及ぼすことはないからです。しかし、もし仮に、自由の濫用が権力の濫用と同じように自然なことであるとしても、両者のあいだにはつねに次のような相違があるでしょう。自由の濫用はそれを濫用する人民の被害に転化するため、人民はみずからの誤りによって処罰され、それに対する解決策を探すように強いられます。それゆえ、この点で、害悪はつねに一時的症状にすぎず、永続的状态となることはありません。……それゆえに、市民は自分の過ちによって不幸であるほうが、他人の手で抑圧されるよりまだましである、と言えるでしょう。」<sup>14)</sup>

この議論でもわかるように、有徳の市民の存在と立法における二重の一般性要件の充足とを前提としても、立法の過誤は避けられないこと、しかしこれら二つの前提こそが、立法の過誤にたいする最も有効な矯正力となるといふこと、これがルソーの言おうとすることであつた。だからルソーにとつて共同善実現のために問題なのは、主権の制限とか今日言うところの違憲審査制といった制度なのではない。有徳の市民の存在を条件に、人民主権原理によつて主権者の利害と人民の利害を一致させることと法律の対象の一般性を確保することが、主権行使の過誤に対する最も確實な矯正力となるとルソーは説いているのである。こうして二重の一般性要件は、法実証主義的な理解を許容しない。それはあくまでも、共同善の実現へと市民を不断に押し促すのための最も有効な制度として考えられていることがわかる。ルソーの一般意思説を「一切の手続に先行する実質的な規範に到達する蓋然性を最大化するために設計された手続」であると看破したウイリアムズの慧眼は、繰り返し賞賛するに値しよう。但しウイリアムズの「一般意思から逸れるいかなる立法行為もだから無効な法となるだろう」という指摘は正確ではない。ルソーの先ほど見た議論からも明らかのように、誤つた法律の矯正システムはルソーにあつてはいわゆる違憲審査制といったものではない（樋口説は、このような制度の不在を指摘する限りにおいて正鵠を射ている）。だからそれは直ちに無効となるのではない。その法が人民全体にもたらす災厄を通じて人民自らが共同善の実現により適した法律へと改めてゆくことになる、というのがルソーの考えである。そして、無論こうしたルソーの議論の展開が、法律と共同善の不可分の関係を前提とするものであることを見るとき、ルソーの法律観が「法は道徳原理から完全に切り離されうると主張する法実証主義の学説の拒絶である」とするウイリアムズの指摘の正しさには、疑いを入れる余地はないであらう。

(3) 一般意思の維持の諸方策あるいは歴史的な継承可能性の問題

ウイリアムズは一般意思を維持するための諸方策についてルソーの提案を詳細に検討しているが、その議論を本稿

で省略せずに紹介したのは、実は一般意思説のフランス憲法への継承と拒絶に関する樋口による議論に触発され、「継承」のための諸条件とは何かということについて、関心を寄せたことによる。そしてルソーが示す「諸方策」を念頭に置いたとき、八九年人権宣言による一般意思説の継承に関わる問題をめぐり樋口が問題提起した「法律」の定義に限定されない他の諸項目の検討の必要性について、さらにはそもそも一般意思説の歴史的継承主体が可能だったのかといった点について、改めて思いを巡らせてみる必要性を痛感させられたためである。

まず検討対象を八九年人権宣言の諸規定に絞っても、同宣言における「法律」の定義が一般意思説を継承するものであったかどうかといった本稿冒頭で検討した問題のみでなく、さらに検討を要する諸課題があることは改めて指摘するまでもない。ここでは二点のみ挙げておこう。第一は主権と自由とりわけ所有権の関係についてである。一般意思説の目的とするところが、人々を不平等と相互依存から解放し、自由・独立を実現しようとするところにあるとすれば、ルソー自身が強調するところとしてウイリアムズも引証するように、自由の不可欠の存立条件としての市民の間での平等の維持こそが、自由と並び「あらゆる立法制度の目的であるべき全員の最大の善」を構成する「二つの主要な対象」（『社会契約論』第二編第一章）の一つとならねばならないであろう。ルソーにとってはそれ故、国家が各人の諸権利を平等の見地から規制・調整しうる力を持つことが不可欠である。従ってルソーにとつては、とりわけ所有権に対して主権に対抗しうる不可侵性を認めない、という主権—自由の法的関係が必然的に帰結することになる。人権宣言第一七条は所有権に対して（の、み）「神聖かつ不可侵の権利」としての性格を付与したが、ルソーが右のような見地から所有権に自然権としての不可侵性を認めなかったという事実は、人権宣言における一般意思説の継承という観点から見た場合も見落とすことのできない点である。第二には『社会契約論』の末尾でルソーが提示する市民宗教をめぐる問題である。一般意思の純粋性を維持するための支柱であることをウイリアムズも指摘するこの宗



教の提起も、信教の自由や国家と宗教との関係という側面から人権宣言における一般意思説の継承の問題を検討する必要性を示していることを、改めて指摘する必要はないであろう。

検討対象をさらに拡げるならば、とりわけ先に見た『山からの手紙』での議論からも明らかのように、共同善の漸進的な実現に向けて二重の一般性要件が機能しうるための必須の要件は、「有徳の市民」の存在である。ルソーのそこでの表現によれば、「法と正義に対する愛」に満ち、「(ジュネーブ)共和国の最も健全な部分、その行動において全員の善以外の目的を旨指すことはあり得ないと人が確信しうる唯一の部分」の存在なのである。このような市民の形成のためにルソーが示す諸方策はウイリアムズが子細に検討するように多様であるが、一般意思説の歴史的継承可能性という見地から最も困難であると思われる課題を一つだけあげておくならば、「各市民が他のすべての市民を容易に知りうる」(『社会契約論』第三編第三章)ように国家を小規模なものとすることである。ルソーのこの提案を前にするとき、小国ジュネーブの有徳の市民とは異なる大国フランスの多様な階級利害の絡む人民のもので、そもそもルソーの一般意思説の継承を語ることに自体が可能なのか、という根本疑念を、改めて抱かざるを得ないのである。

## おわりに

一般意思の「正」についての樋口説とウイリアムズ説の対照性の由来を改めて考えてみよう。ウイリアムズは正義の直観的認識を担う良心を一般意思との緊密な関係においてとらえて、共同体成員による共同善の直観的認識を一般意思を貫流する生き血として一体化することで、一般意思を諸価値との不可分の関係でとらえた。これに対し樋口は、一般意思の「正」についてのルソーの命題を哲学的記述として理解することを拒否し、法制度論的に読み込むと

いう手法をとった。これによって一般意思の「正」の形式的な理解に至った。法律制度論的な読み込みがなぜこのような帰結をもたらしたのか、その根拠について樋口自身の説明がないので筆者の理解も十分なものとなり得ないが、とりわけ一般意思不可謬という命題を君主無答責という命題の延長線上で形式的に捉えるべきだという判断が、いかなる根拠によるものであったのかという疑問が残る。しかしいずれにせよ、一般意思不可謬という命題の持つ哲学的あるいは認識論的な基礎に正当な評価を与えたかどうか、両説の分水嶺の一つになった、と言いうるのではないだろうか。筆者の立場は、一般意思不可謬という命題の根拠が共同体成員による共同善の直観的認識の正にある、というものであつて、ウイリアムズのルソー理解を共有する見地に立つものであることは言うまでもない。

- (1) Robert Derathé, *Le rationalisme de Jean-Jacques Rousseau*, Presses universitaires de France, 1948, p. 79. 田中治男訳『ルソーの合理主義』（木鐸社）、一四一―一五頁。
- (2) この点は筆者もかつて指摘したことがある。参照：西嶋『ルソーにおける人間と國家』（成文堂）、一五八―一九頁。
- (3) P.-L. Léon, *L'idée de volonté générale chez J.-J. Rousseau et ses antécédents historiques, dans Archives de Philosophie du droit et de Sociologie juridique* n° 3-4, 1936, p. 189.
- (4) *Lettres écrites de la montagne* (9<sup>e</sup> lettre), *Œuvres complètes* (Bibliothèque de la pléiade, Gallimard), t. III, pp. 890-1. 『ルソー全集』（白水社）第八卷、四四一―二頁（訳語は一部異なる）。
- (5) *Ibid.* p. 890. 同書、四四〇頁。